

そ の 他

山形広域環境事務組合
山形市土地開発公社
一般財団法人
山形市都市振興公社
社会福祉法人
山形市社会福祉協議会
公益社団法人
山形市シルバー人材センター
社会福祉法人
山形市社会福祉事業団

山形広域環境事務組合

1 沿革

本組合は、昭和43年6月20日、し尿処理施設の設置、管理及び運営を共同処理する事務として、山形市、山辺町及び中山町を構成団体とする地方自治法の規定に基づく一部事務組合として設立された。

昭和45年10月に、し尿処理施設の工事を完了、処理能力80kℓ/日として処理を開始した。その後、公共下水道の普及に伴い処理計画の見直しを行い、昭和63年11月にし尿処理施設の改築工事を着工。平成2年10月、新処理施設『矢口クリーンセンター』が完成し、処理能力を50kℓ/日として業務を開始した。

- ・平成4年4月1日 上山市が加入するとともに、組合の名称を『山形市ほか二町共立衛生処理組合』から『山形広域環境事務組合』に改称。粗大ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関する事務を追加。
- ・平成7年10月 粗大ごみ処理施設である『立谷川リサイクルセンター』が完成し、同年4月から処理業務を開始。
- ・平成10年7月 「ごみを処理するための中間処理施設の設置、管理及び運営に関する事務」へ規約変更。
- ・平成15年4月 下水道普及によるし尿等の減少から矢口クリーンセンターを廃止し、山形市クリーンセンターを『山形広域クリーンセンター』と改称して山形広域環境事務組合で管理運営することとした。
- ・平成23年11月 エネルギー回収施設2工場方式のうちの1カ所について、「山形市立谷川」を建設地として決定し、先行して建設事業を進めることとした。
- ・平成24年12月 エネルギー回収施設2工場方式の残りの1カ所について、「上山市川口」を建設地として決定。
- ・平成26年1月 エネルギー回収施設（立谷川）建設及び運営事業について、入札公告を実施。
- ・平成26年9月 エネルギー回収施設建設及び運営事業技術審査委員会の選定結果を踏まえ、落札者を決定。
- ・平成26年12月 エネルギー回収施設（立谷川）建設及び運営事業の事業契約を締結し、建設工事に着手。
- ・平成27年3月 エネルギー回収施設（川口）の建設事業用地を取得。同月、同施設の建設及び運営事業について入札公告を実施。
- ・平成27年4月 エネルギー回収施設稼働後の共同処理への移行が円滑に進むよう、立谷川清掃工場及び半郷清掃工場を山形市から移管し、山形広域環境事務組合で管理運営することとした。
- ・平成27年12月 エネルギー回収施設（川口）建設及び運営事業技術審査委員会の選定結果を踏まえ、落札者を決定。
- ・平成28年2月 エネルギー回収施設（川口）建設及び運営事業の事業契約を締結し、建設工事に着手。
- ・平成29年2月 エネルギー回収施設（立谷川）環境保全協定を締結。
- ・平成29年10月 エネルギー回収施設（立谷川）供用開始。
- ・平成30年5月 エネルギー回収施設（川口）環境保全協定を締結。
- ・平成30年12月 エネルギー回収施設（川口）供用開始。
- ・令和元年8月 立谷川清掃工場解体・撤去工事が完了。
- ・令和3年3月 エネルギー回収施設（立谷川）2期工事が完了。
- ・令和4年3月 半郷清掃工場解体・撤去工事が完了。
- ・令和6年3月 山形広域クリーンセンター改修工事が完了。

2 組合の組織（令和7年4月1日現在）

- (1) 名 称 山形広域環境事務組合
(地方自治法第284条第1項の規定による一部事務組合)
- (2) 構成市町 山形市、上山市、山辺町、中山町
- (3) 組 織 管理者（山形市長）—— 副管理者（3人：上山市長、山辺町長、中山町長）
組合議員 14人（山形市7人、上山市3人、山辺町2人、中山町2人）
監査委員 2人（識見を有する者、議会選出）
職員数 46人（内訳：派遣職員26人、兼務職員14人、会計年度任用職員6人）

3 予算等の状況

(1) 経費負担方法

| 種別 | 項目 | 負担割合 | 決定方法 |
|------|--------------------------------------|--|-----------------------|
| 経常経費 | 総務的負担金 | 均等割(各々25%) | 組合同約第13条及び 組合分担金条例 |
| | し尿処理負担金 | 処理実績量割 | |
| | 粗大ごみ処理負担金 | 処理実績量割 | |
| | ごみ焼却処理負担金 | 処理実績量割 | |
| 建設経費 | し尿処理施設 (山形広域クリーンセンター) 建設に要する経費 | 山形市 62.11% 上山市 24.86% 山辺町 6.18% 中山町 6.85% | 組合同約附則第2項及び 組合議会議決 |
| | ごみ処理施設の (エネルギー回収施設) 建設に要する経費 | 山形市 82.60% 上山市 9.65% 山辺町 4.35% 中山町 3.40% | |
| | ごみ処理施設の (半郷清掃工場) 解体に要する経費 | 山形市 85.64% 上山市 7.23% 山辺町 3.97% 中山町 3.16% | |

(2) 令和7年度当初予算

| | |
|------------|-------------|
| ① 歳入 | 3,604,386千円 |
| ア 分担金及び負担金 | 2,607,621千円 |
| イ 使用料及び手数料 | 348,171千円 |
| ウ 財産収入 | 115千円 |
| エ 繰越金 | 10千円 |
| オ 諸収入 | 460,969千円 |
| カ 組合債 | 187,500千円 |
| ② 歳出 | 3,604,386千円 |
| ア 総務費 | 82,916千円 |
| イ 衛生費 | 2,230,157千円 |
| ウ 公債費 | 1,281,313千円 |
| エ 予備費 | 10,000千円 |

4 し尿処理施設

| | | | |
|------|-------------------------------|-------------|--|
| 名称 | 山形広域クリーンセンター | | |
| 所在地 | 山形市大字沼木字高野内486-3 | | |
| 敷地面積 | 34,748.56㎡ | | |
| 延床面積 | 6,933.28㎡ | | |
| 処理能力 | 55kℓ/日 | | |
| 処理方式 | 前脱水希釈処理方式 | | |
| 建設年月 | 建設：着工 昭和61年6月 | 竣工 昭和63年7月 | |
| | 改修：着工 令和3年7月 | 竣工 令和6年3月 | |
| 事業費 | 建設：2,898,000千円 改修：1,056,406千円 | | |
| 搬入量 | 令和6年度年間搬入量 19,919.49kℓ | | |
| | 内訳：し尿 | 3,666.43kℓ | |
| | 浄化槽汚泥 | 16,253.06kℓ | |

5 粗大ごみ処理施設

| | | |
|-------|---------------------------|------------|
| 名 称 | 立谷川リサイクルセンター | |
| 所 在 地 | 山形市大字漆山字中川原4019-7 | |
| 敷地面積 | 4,900.04㎡ | |
| 延床面積 | 4,170.52㎡ | |
| 処理能力 | 130t/日（破碎100t/日 手選別30t/日） | |
| 建設年月 | 着工 平成4年6月 | 竣工 平成7年10月 |
| 事業費 | 5,048,567千円 | |
| 搬入量 | 令和6年度年間搬入量 | 6,208.387t |
| | 内訳：粗大ごみ | 862.530t |
| | ビン・カン | 2,655.455t |
| | 雑貨・廃家電類 | 1,658.470t |
| | 水銀含有ごみ | 120.352t |
| | ペットボトル | 911.580t |
| 再資源化量 | 3,305.62t（資源化率 53.94%） | |

6 焼却施設

| | | |
|-------|------------------------------|--------------------------|
| 名 称 | エネルギー回収施設（立谷川） | |
| 所 在 地 | 山形市大字漆山字中川原3372番地 | |
| 敷地面積 | 17,648.6㎡ | |
| 延床面積 | 11,264.6㎡ | |
| 処理能力 | 150t/日（75t/日×2基） | |
| 建設年月 | I期：着工 平成26年12月 竣工 平成29年9月 | II期：着工 令和元年12月 竣工 令和3年3月 |
| 事業費 | I期：9,266,400千円 II期：794,200千円 | |
| 搬入量 | 令和6年度年間搬入量 | 41,166.97t |

| | | |
|-------|-------------------|-------------|
| 名 称 | エネルギー回収施設（川口） | |
| 所 在 地 | 山形県上市市川口字五反田854-1 | |
| 敷地面積 | 36,305.66㎡ | |
| 延床面積 | 9,164.12㎡ | |
| 処理能力 | 150t/日（75t/日×2基） | |
| 建設年月 | 着工 平成28年2月 | 竣工 平成30年11月 |
| 事業費 | 9,851,272千円 | |
| 搬入量 | 令和6年度年間搬入量 | 35,396.19t |

山形市土地開発公社

1 沿革

公有地の拡大の推進に関する法律第10条第1項の規定に基づき、公用又は公共の用に供する土地等の取得、造成、管理及び処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に資する目的で、平成5年2月1日設立し、現在に至る。概要は次のとおりである。

(1) 基本資金

山形市の全額出資による1,000万円

(2) 運用資金

借入金をもって充てる。借入金は山形市の債務保証（限度額100億円）を得て市中金融機関等から融資を受ける。

(3) 事業内容

公共用地の先行取得、工業団地、住宅団地等の造成に必要な用地の取得、造成、管理及び処分。

(4) 事業の運営方針

用地を処分する場合は、原則として用地取得原価（用地費、補償費、工事費、測量試験費、諸経費、支払利息）に事務費を加算したものとする。

(5) 役員

理事8名（理事長1名及び副理事長（兼）常務理事1名を含む） 監事2名

(6) 職員（令和7年4月1日現在）

52名（山形市長部局兼務）

2 令和7年度山形市土地開発公社事業計画（当初）

(1) 公有地取得事業 3件

(2) 土地造成事業 1件

3 令和7年度山形市土地開発公社予算（当初）

(1) 収益的収入及び支出

| 収 入 | | 支 出 | |
|-------|---------|------------|---------|
| 事業収益 | 3,143千円 | 事業原価 | 1,501千円 |
| 事業外収益 | 172千円 | 販売費及び一般管理費 | 2,678千円 |
| 収入合計 | 3,315千円 | 支出合計 | 4,179千円 |

(2) 資本的収入及び支出

| 収 入 | | 支 出 | |
|-------|----------|-------|----------|
| 資本的収入 | 14,591千円 | 資本的支出 | 14,591千円 |
| 収入合計 | 14,591千円 | 支出合計 | 14,591千円 |

4 山形市土地開発公社所有財産

（令和7年3月31日現在）

| 区 分 | 面 積 (㎡) | 金 額 (円) |
|----------------|------------|---------------|
| ニュータウン開発整備事業用地 | 148,637.08 | 3,401,036,137 |
| 市民会館整備事業用地 | 3,951.57 | 722,101,604 |
| 都市計画道路改良事業代替用地 | 828.93 | 198,852,394 |
| 蔵王産業団地造成事業 | 8,431.85 | 0 |

一般財団法人 山形市都市振興公社

1 沿革

山形市総合計画に基づき、山形市の開発事業促進に寄与する目的で、昭和38年2月16日に設立された。公益法人制度改革により平成25年4月1日、財団法人から一般財団法人へ移行し、社名を山形市開発公社から山形市都市振興公社へ変更した。

(1) 基本資金

山形市の寄附行為（出捐金）による1,000万円

(2) 運用資金

運営資金は、山形市の施設運営に係る指定管理料、委託料、補助金等及び山形市議会の議決を得た損失補償による一般金融機関等からの借入金等をもって充てる。

(3) 事業内容

山形市の指定管理、業務委託による市営駐車場・駐輪場、野草園、馬見ヶ崎プール、山形テルサ、市有地暫定駐車場、公園緑地、山形まるごと館紅の蔵の管理及び運営並びに中心市街地活性化に関する事業等を行っている。また、公社所有地を活用し、暫定駐車場として運営しているほか、山形市の総合計画を推進するために必要な用地、施設の取得・造成・建設・管理及び処分又はあっせん等の事業を行っている。

(4) 事業の運営方針

- ① 山形市総合計画を推進するため、必要な土地資源の開発及び公共的施設の管理運営を中心とした市民サービス事業を推進する。
- ② 施設の管理運営にあたり、各施設の設置目的に沿って、安全・安心を基本に、利用者の目線でより良いサービスを提供するとともに、利便性の更なる充実を図っていく。
- ③ 中心市街地整備推進機構として、中心市街地の活性化に寄与する事業を推進する。

(5) 組織（令和7年4月1日現在）

評議員 6名

役員等 顧問1名（市長）、理事8名（理事長1名及び常務理事1名含む）、監事2名

職員 57名（内訳 プロパー職員21名、再雇用職員8名、会計年度内職員28名）

2 令和7年度事業計画

(1) 土地造成事業 4件

① 山形西部工業団地（第1次・第2次）

繰越された用地（4,284.75㎡）のうち、4,105㎡を近隣企業に駐車場用地として賃貸する。

② 立谷川西工業団地

繰越された用地1,002.84㎡を近隣企業に駐車場用地として賃貸する。

③ 都市計画道路代替用地

繰越された用地、薬師町二丁目及び円応寺町地内の土地3,282.59㎡のうち、2,364.15㎡を暫定駐車場として整備のうえ、月極定期駐車場（97台）として管理する。

④ 中心市街地活性化事業用地

繰越された事業用地、山形市七日町一丁目地内の土地2,271.33㎡及び事業用建物1棟を管理する。

(2) 施設管理事業 8件

① 山形市駐車場管理事業

指定管理者（令和3年度から令和12年度まで）として、下記の駐車場の管理を行う。

- ・山形市中央駐車場（421台）
- ・山形市香澄駐車場（141台）
- ・山形市大手町駐車場（182台）
- ・山形駅東口交通センター駐車場（499台）・店舗（8店舗）
- ・山形市済生館前駐車場（432台）
- ・山形駅西口駅前広場駐車場（12台 最初の30分無料）

② 山形市駐輪場管理事業

指定管理者（令和3年度から令和12年度まで）として、下記の駐輪場の管理を行う。

- ・山形駅東口交通センター駐輪場（1,375台）
- ・山形市済生館前地下駐輪場（410台 無料）
- ・山形市霞城セントラル駐輪場（1,746台）

- ③ 山形市有地暫定駐車場管理事業
六日町暫定駐車場（23台）の管理業務を行う。
 - ④ 山形まるごと館紅の蔵管理運営等事業
山形市からの業務委託として、山形まるごと館紅の蔵の管理運営を行う。
 - ⑤ 山形市野草園管理事業
指定管理者（令和3年度から令和7年度まで）として、山形市野草園（面積26.1ha）の管理運営を行う。
 - ⑥ 山形市馬見ヶ崎プール「ジャバ」管理事業
指定管理者（令和3年度から令和12年度まで）として、山形市馬見ヶ崎プールの管理運営を行う。
 - ⑦ 山形市公園緑地管理事業
山形市からの業務委託として、公園緑地245カ所（面積185.66ha）の巡回・安全点検・修繕等を2班体制で、また、草刈作業等を2班体制で行う。
 - ⑧ 山形テルサ管理事業
指定管理者（令和元年度から令和10年度まで）として、山形テルサの管理運営を行う。
- (3) 中心市街地活性化に関する事業 4件
- ① 山形市中心市街地活性化協議会への参画（中心市街地整備推進機構（平成19年11月22日に指定）としての事業）
山形市中心市街地活性化協議会へ参画し、山形市中心市街地活性化基本計画に関すること及びその他必要な事項を協議するとともに、都市機能の増進に寄与する。
 - ② 街なか賑わい推進業務（中心市街地整備推進機構としての事業）
中心市街地の活性化を図るため、街なか賑わい推進業務を行う。
 - ③ 山形エリアマネジメント協議会への参画
山形市中心市街地グランドデザインの具現化を図るための山形エリアマネジメント協議会へ参画し、具体的な事業となる戦略プロジェクトを推進する。
 - ④ 大規模空き店舗活用事業
所有する旧大沼の土地並びに建物の利活用を行うことで、中心市街地の活性化に寄与する。

3 令和7年度都市振興公社予算（当初）

| 収 入 (千円) | | 支 出 (千円) | |
|----------|------------------|----------|------------------|
| 基本財産運用収入 | 2 | 事業費支出 | 1,051,508 |
| 特定資産運用収入 | 829 | 管理費支出 | 96,907 |
| 実施事業収入 | 46,751 | 特定資産取得支出 | 10,308 |
| その他事業収入 | 1,023,964 | 借入金返済支出 | 109,701 |
| 補助金収入 | 42,081 | 予備費 | 25,048 |
| 特定資産取崩収入 | 45,096 | 次期繰越収支差額 | 0 |
| 前期繰越収支差額 | 134,749 | | |
| 計 | 1,293,472 | 計 | 1,293,472 |

(※) 前期繰越収支差額の主な内容は、山形中央インター産業団地開発事業に係る令和7年度までの借入金償還分として、山形市からの清算金の残額約109,531千円を計上。

社会福祉法人 山形市社会福祉協議会

1 沿革

昭和26年7月12日に設立、昭和32年1月社会福祉法人の認可を受ける。昭和58年10月市町村社会福祉協議会が社会福祉事業法に法制化され、平成12年、社会福祉法（平成12年6月7日公布一部施行）の制定に伴い、同法第107条第1項で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置付けられる。昭和31年度から、行政区域毎に地区社会福祉協議会（30地区）を組織し、各地区毎に全戸会員制を進め、住民参加による「福祉文化のまちづくり」を基本理念とした、小地域福祉ネットワーク事業などの地域福祉活動を推進している。

2 組織（令和7年7月1日現在）

| | |
|-----|---|
| 会 員 | 正 会 員（地区社会福祉協議会、社会福祉・保健衛生・更生保護関係施設、山形市民生委員・児童委員連合会、機能別・階層別住民組織の連合体及び関係団体、学識経験者） |
| | 賛助会員（市社協の趣旨に賛同する個人及び団体並びに法人） |
| 役 員 | 理事10人（うち会長1人、副会長3人、常務理事1人）、監事2人、評議員14人 |
| 職 員 | 230人 |
| | 事務局長 1人 |
| | 事務局次長 1人 |
| | 総務課 課長 1人 |
| | 総務係 14人（山形市総合福祉センター） |
| | 避難者生活相談支援事業 2人 |
| | 鈴川ことぶき荘 10人（老人福祉センター） |
| | 漆山やすらぎ荘 9人（老人福祉センター） |
| | 地域福祉課 課長 1人 |
| | 福祉のまちづくり係 17人（生活支援コーディネーター） |
| | 地域包括ケア推進係 4人（基幹型地域包括支援センター） |
| | ボランティアセンター 2人 |
| | 子どもの居場所づくり支援センター 2人 |
| | 相談支援課 課長 1人 |
| | 主幹 1人 |
| | 権利ようご係 19人 |
| | 生活サポート相談係 11人（生活サポート相談、貸付事業） |
| | 福祉まるごと支援係 6人（コミュニティソーシャルワーカー） |
| | 霞城西部地域包括支援センター 4人 |
| | 霞城北部地域包括支援センター 4人 |
| | 金井地域包括支援センター 4人 |
| | 障がい者相談支援センター 4人 |
| | 在宅サービス課 課長 1人 |
| | 城西在宅サービス係 41人（訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所） |
| | 居宅介護支援係 10人（居宅介護支援事業所） |
| | グループホーム鈴川 18人（認知症対応型共同生活介護） |
| | つくも保育園 園長 1人 |
| | つくも保育園 41人 |

3 事業（令和3年度より第五次地域福祉活動計画を推進）

(1) わたし・わたしたちは、役割をもって活動します

- ① 地区住民への福祉活動の意識啓発
- ② サロン等参加を増やすための創意工夫
- ③ 担い手養成講座等の推進
- ④ 障がい者や子育て等の当事者による地域企画への参画

- (2) わたし・わたしたちは、すべてがつながりあって活動します
 - ① 小地域（町内会単位）から地区単位までのエリアにある社会資源の可視化を図る
 - ② 福祉関係期間との連携、ネットワークによる取り組みの明確化
 - ③ 福祉以外の各団体、企業とのつながりづくり
- (3) わたし・わたしたちは、まるごと一丸となって活動します
 - ① 地域の「我が事丸ごと」機能や専門職によるワンストップ窓口の体制強化
 - ② 世代や課題を限定せず、まず受け止めることができる体制づくり
- (4) 住民参加の地域福祉活動の推進
 - ① 共同募金運動への協力推進
 - ② 自主財源の確保
- (5) 指定管理事業、福祉施設・介護保険事業の経営
 - ① 山形市総合福祉センターの経営（指定管理）
 - ② 老人福祉施設の経営
 - ③ 介護保険事業所の経営
 - ④ 保育園の経営等
- (6) 会の運営
 - ① 会の運営
 - ② 委員会・部会等の開催
 - ③ 労務・人材の確保育成
 - ④ その他

公益社団法人 山形市シルバー人材センター

1 沿革

近年、高齢化社会の進行に伴い、一般雇用にはなじまないが、健康で働く意欲のある高齢者が増加している。これら高齢者の経験や能力を生かして働く機会を確保することは、社会にとって有意義であるだけでなく、高齢者にとっても充実した生活、健康と福祉の増進、ひいては社会的・経済的地位を高めることにつながり、これを実現するために、昭和55年10月30日山形市シルバー人材センター高齢者事業団が設立された。設立後は、会員の共働・共助の精神によって事業の推進に当たり、自主的な公益団体として運営されている。平成24年4月1日、社団法人から公益事業を行う「公益社団法人」に移行した。

2 組織 (令和7年3月31日現在)

会 員 山形市内に住む、原則60歳以上の働く意欲のある者。
 役 員 名誉会長 (山形市長)、理事長 1 人、副理事長 1 人、常務理事 1 人、理事12人、監事 2 人
 職 員 事務局長 1 人、業務課長 1 人、係長 1 人、主任 1 人、主事 1 人、嘱託 5 人

3 事業

高齢者の知識と経験を生かし、生きがいつくりと社会参加を目指すための諸事業を行っている。

(1) 受託事業

民間企業や公共機関、一般家庭から様々な仕事を受注し、会員の希望と能力に応じて、会員を就業させる。

(2) 独自事業

高齢者の知識と経験を活用するため、次の事業を実施している。

- ① 自転車再生事業 山形駅周辺の放置自転車の払い下げを受け整備し、市民に譲渡し、資源の再利用を図っている。
- ② 創作展示即売会事業 衣類等を利用した手芸品や小物を作り、物の大切さを育むため、即売会を実施している。

(3) 労働者派遣事業

公益社団法人山形県シルバー人材センター連合会と連携を図り、労働者派遣事業を平成25年4月から実施している。

4 会 員 数 (令和7年3月31日現在)

| 区 分 | 60歳未満 | 60～64歳 | 65～69歳 | 70歳以上 | 計 |
|-----|-------|--------|--------|-------|-------|
| 男 | 0 | 22 | 155 | 722 | 899 |
| 女 | 0 | 20 | 81 | 300 | 401 |
| 計 | 0 | 42 | 236 | 1,022 | 1,300 |

5 受注事業実績 (令和6年度)

| 事業所 | 件数 | 延人員 | 契約金額 |
|-------|--------|-----------|--------------|
| 民間事業所 | 666件 | 91,076人日 | 451,776,148円 |
| 公共機関 | 249件 | 8,634人日 | 43,705,076円 |
| 一般家庭 | 2,152件 | 12,080人日 | 35,341,073円 |
| 計 | 3,067件 | 111,790人日 | 530,822,297円 |

6 独自事業実績 (令和6年度)

| 事業名 | 回数 | 延人員 | 契約金額 |
|----------|----------|-------|----------|
| 自転車再生 | 8回 (74台) | 251人日 | 535,500円 |
| 創作品展示即売会 | 1回 | 9人日 | 62,320円 |
| 計 | 9回 | 260人日 | 597,820円 |

7 労働者派遣事業実績 (令和6年度)

| 事業所 | 件数 | 延人員 | 契約金額 |
|-------|------|----------|--------------|
| 一般企業等 | 207件 | 35,155人日 | 141,424,011円 |



社会福祉法人 山形市社会福祉事業団

1 沿革

事業団は、昭和58年7月に設立、同年9月に知的障害児通園施設こまくさ学園、知的障害者更生施設（通所）恵光園の受託経営を開始、昭和60年4月に知的障害者通勤寮蔵王通勤寮、平成5年4月に児童養護施設山形学園の受託経営を開始した。

平成8年3月に特別養護老人ホーム菅沢荘、菅沢デイサービスセンターの受託経営を開始。平成12年度の介護保険制度の開始に伴い、居宅介護支援事業を開始し、高齢者総合福祉施設として福祉サービスを提供してきた。

平成14年4月に養護老人ホームあたご荘、同年10月に銅町デイサービスセンターの受託経営を開始し、平成18年4月に地域包括支援センター、同年10月にヘルパーステーションあたごを開設した。

障害者自立支援法の施行により、平成19年4月に相談支援事業を開始。平成24年4月にこまくさ学園、恵光園及び蔵王通勤寮等が新体系事業に移行した。介護保険法の改正により、平成28年3月に山形市介護予防・日常生活支援総合事業に基づき、通所型サービス及び訪問型サービスの提供を開始した。

令和3年1月には新たに日中サービス支援型の指定共同生活援助事業所こもれびを開設し、グループホームこもれび及び短期入所事業の運営を開始した。

山形市の方針により、令和7年3月31日をもって菅沢デイサービスセンター認知症型及び銅町デイサービスセンターが廃止されたことに伴い、事業団による管理運営業務を終了した。

事業団は、平成18年4月から指定管理者の指定を受け、施設の管理運営を行うとともに、市の委託事業や独自事業など様々な社会福祉事業を展開しており、公設民営の特性を活かし、多様な福祉ニーズへの対応と地域福祉を推進し、市民福祉の向上を目指している。

2 組織

役員 9名（理事長1、副理事長1、常務理事1、理事4、監事2）

評議員 8名 評議員選任・解任委員5名 運営協議会委員10名

職員 249名（契約職員、パート職員含む）（令和7年6月1日現在）

| | | | | | |
|--------|-----|-----------------|-----|-----------------|-----|
| 事業団事務局 | 4名 | 菅沢デイサービスセンター | 11名 | 指定児童発達支援事業ひよこ教室 | 3名 |
| こまくさ学園 | 17名 | 山形西部地域包括支援センター | 6名 | 指定放課後等デイサービス風の子 | 5名 |
| 恵光園 | 21名 | たきやま地域包括支援センター | 5名 | 保育所等発達相談事業 | 1名 |
| 蔵王通勤寮 | 6名 | 指定居宅介護支援事業所すげさわ | 3名 | 指定共同生活援助事業所こもれび | 18名 |
| 山形学園 | 28名 | 指定居宅介護支援事業所たきやま | 3名 | 指定共同生活援助事業所蔵王 | 12名 |
| 菅沢荘 | 69名 | ヘルパーステーションあたご | 7名 | 指定相談支援事業所まんさく | 5名 |
| あたご荘 | 25名 | | | | |

3 事業（指定管理施設等）

(1) まんさくの丘（障がい福祉課）

障がい児・者一元の総合施設として、次の施設・事業を運営する。

① こまくさ学園（利用定員30名）

児童発達支援センターとして、障がいのある就学前の児童を対象に発達段階や障がいの状況に応じ、日常生活の基本的な動作の訓練、知的技能の習得、集団生活への適応及びその家族への支援等を行い、児童の心身の発達を支援する。

② 恵光園（利用定員40名）

常時介護を要する障がい者等が通所し、食事、排泄等の介護や日常生活上の支援を行い、軽作業等の生産・創作的活動の機会を提供し、身体機能及び日常生活能力の維持・向上を図る。（生活介護）

③ 蔵王通勤寮（利用定員20名）

障がい者等が一定期間居住し、食事や家事など自立生活に必要な経験を積み、日常生活能力の向上支援、生活に関する相談・助言、地域移行等への必要な支援を行い、将来地域で自立した生活ができるよう支援する。（宿泊型自立訓練）

④ 指定児童発達支援事業ひよこ教室（利用定員1日10名）

心身に発達の遅れがある幼児に日常生活の基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練、保護者の相談支援等を行う。

⑤ 指定放課後等デイサービス風の子（利用定員1日10名）

障がいのある小学生を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中に生活能力向上の訓練等を継続的に提供し、障がい児の自立を促進し、放課後等の居場所づくりを推進する。

⑥ 保育所等発達相談事業（山形市委託事業）

発達の気になる児童が増加している山形市内の認可保育所及び認定こども園における保育の質の向上を目的として、保育所等の保育士を対象に保育方法の指導・助言及び必要な情報提供を行う。

- ⑦ 日中短期入所事業所恵光園（利用定員1日5名）
障がい者等に日中活動の場を提供し、見守り、訓練等の支援を行い、家族の就労支援・一時的な休息を支援する。
- ⑧ 指定共同生活援助事業所こもれば（入居定員10名）
重度の障がい者等が地域で自立した日常生活又は社会生活を営むため、共同生活住居（グループホーム）において、相談、入浴、排泄、食事の介護その他日常生活上の支援を行う。
- ⑨ 指定短期入所事業所こもれば（利用定員1日2名）
在宅で生活する障がい者等に緊急一時的な宿泊の場を提供し、入浴、排泄、食事の介護その他の必要な支援を行う。
（2名のうち1名分は、山形市障がい者地域生活支援拠点等整備事業業務の受託による緊急入所用）
- ⑩ 指定共同生活援助事業所蔵王（入居定員4名×共同生活住居6か所）
障がい者が地域で自立した日常生活又は社会生活を営むため、共同生活住居（グループホーム）において相談その他日常生活上の援助を行う。
- ⑪ 指定相談支援事業所まんさく
障がい児・者や家族等から福祉サービス利用等に関する相談に応じ、情報の提供、関係機関との連絡調整、権利擁護等の支援のほか、サービス利用計画の作成、モニタリング等の支援を行う。
- (2) 児童養護施設山形学園（入所定員37名）（こども家庭支援課）
乳幼児を除き社会的に養護を要する児童が入所し、児童の心身の健全な育成を図るとともに、基本的な生活習慣の習得、学習指導、健康管理等を実施し、将来の自立を支援する。
- (3) 高齢者総合福祉施設すげさわ
高齢者総合福祉施設として、平成8年3月に開所し、次の事業を実施する。
- ① 特別養護老人ホーム菅沢荘（入所定員82名、ショートステイ利用定員18名）（長寿支援課）
65歳以上で身体上又は精神上著しい障がいのため常時介護を必要とし、在宅介護が困難な要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練、健康管理等の各種サービスを提供する。
- ② 菅沢デイサービスセンター（利用定員25名）（長寿支援課）
65歳以上で身体上又は精神上の障がいがあるために、日常生活を営むのに支障がある要介護者等が、日中通所し、入浴、食事の提供、機能訓練、健康管理等の各種サービスを提供する。
- ③ 山形西部地域包括支援センター
地域の高齢者の心身の健康保持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、虐待防止など様々な課題に対して、総合的なケアマネジメントを担い支援する中核機関で、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント等の支援を行う。（担当圏域：南山形・本沢・西山形・村木沢・大曾根地区）
- ④ 指定居宅介護支援事業所すげさわ
介護支援専門員が要介護者等からの相談に応じ、心身の状況、環境、要介護者や家族の意向等を考慮してケアプランを作成し、適切な介護保険サービスが利用できるようサービス提供事業者等との連絡調整等を行う。
- (4) 養護老人ホームあたご荘・あたご荘外部サービス利用型特定施設（入所定員100名）（長寿支援課）
65歳以上の方で環境上又は経済上の理由により、居宅での生活が困難な方を措置入所させ養護する。外部サービス利用型特定施設の指定を受け、入居する要介護者等の生活相談やケアプランの作成、安否確認等を行い、訪問介護や訪問看護等の外部サービス提供事業者と契約して介護保険サービスを提供する。
- (5) ヘルパーステーションあたご
65歳以上で身体上又は精神上障がいがあるために日常生活を営むことが困難なあたご荘の要介護者等に対し、入浴介助、排泄介助、口腔ケア等を行う。
- (6) たきやま地域包括支援センター
地域の高齢者の心身の健康保持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、虐待防止など様々な課題に対して、総合的なケアマネジメントを担い支援する中核機関で、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント等の支援を行う。（担当圏域：滝山地区）
- (7) 指定居宅介護支援事業所たきやま
介護支援専門員が要介護者等からの相談に応じ、心身の状況、環境、要介護者や家族の意向等を考慮してケアプランを作成し、適切な介護保険サービスが利用できるようサービス提供事業者等との連絡調整等を行う。

令和7年9月 印刷発行

編集 山形市議会事務局